

各府省庁等へのアンケート調査について（広報担当対象）（案）

調査の目的

文化審議会国語分科会における「公用文作成の要領」の見直しに関する検討に資するため、以下に挙げる事項等を把握する。

- ・ 国の各府省庁等で作成する文書等のうち、公用文の書き表し方が適用されている範囲。
- ・ 広報における書き表し方のルール等の実態。
- ・ 広報において心掛けている点や難しさを覚えている点等。
- ・ 広報における書き表し方の参考になるようなルール・手引の必要性に関する意識。
- ・ 表記についての課題。

調査の対象

- ・ 国の各府省庁等における広報・ウェブサイト等担当者

実施時期

- ・ 平成 31 年 6 月～7 月頃

前書き

このアンケートは、国の府省庁等の広報やウェブサイトの運用を担当している方に、直接、御自身の意識やお考えを伺うものです。現状を把握するための調査ですから、実際に即して、率直にお答えください。

この調査結果は、現在、文化審議会国語分科会で進められている「公用文作成の要領」（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別紙）の見直しについての検討における参考資料として使用します。

なお、国の府省庁等で公用文を作成する際には、「公用文作成の要領」「公用文における漢字使用等について」などに従って書くことになっています。この調査では、公用文を書く際のルールを「公用文の書き表し方」と呼びます。

また、ここでいう「広報の文書」とは、広報誌（ウェブで公開しているものを含む。）の記事など、広く国民の皆さんに読んでもらうことを意識して作成する文書を指します。

(フェイスシート) 御自身について教えてください

性 別 男性
女性

年 代 20代
30代
40代
50歳以上

役 職 非常勤職員
係員
係長級職員
補佐級職員
室長・企画官級以上

担当業務 ウェブサイトの管理
広報誌の編集
広報記事の執筆
SNS
その他(具体的に:)

経験年数 1年以内
(現在の業務) 2年以内
3年以内
3年超

問1 公用文の作成においては、「公用文作成の要領」や「公用文における漢字使用について」といった通知等によって、書き表し方が定められています。こうした公用文の書き表し方は、原則として、法令における表記と一致させることになっているのを知っていましたか。次の中から一つ選んでください。

- ア よく知っていた
- イ 大体知っていた
- ウ 余り知らなかった
- エ 全く知らなかった

問2 公用文の作成においては、「公用文作成の要領」や「公用文における漢字使用について」といった通知等によって、書き表し方が定められています。勤務先のウェブサイトで公表されている次に挙げるような文書は、公用文の書き表し方に準じていますか。準じて作成されていると思われるものを全て選んでください。

- ア 白書
- イ 審議会等の議事録・議事要旨
- ウ 報道発表
- エ 大臣等の会見録
- オ 事業等の実施要項
- カ 会議、催し等の開催案内

問3 勤務先のウェブサイトで公開されている次に挙げるような文書を、一般の読者が理解するのは難しいと思いますか。難しいと思われるものを全て選んでください。

- ア 白書
- イ 審議会等の議事録・議事要旨
- ウ 報道発表
- エ 大臣等の会見録
- オ 事業等の実施要項
- カ 会議、催し等の開催案内

問4 あなたの勤務先では、広報誌をはじめとする広報の文書（SNSを除く。）を作成するに当たって、書き表し方のルールを決めていますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 広報の文書独自のルールはなく、公用文の書き表し方に準じている
- イ 府省庁として独自のルールを決めている
- ウ 府省庁としてではないが、部署として独自のルールを決めている
- エ 特に何も決めていない
- オ その他（具体的に： _____）

問5 近年、国の府省庁でも、SNS（twitter, Facebook, LINE等）を利用した広報が行われています。あなたの勤務先では、広報のためにSNSを利用するに当たって、「!」「?」のような各種の符号類を用いることがありますか。次の中から一つ選んでください。

- ア よく用いている
- イ たまに用いている
- ウ 余り用いていない
- エ 全く用いていない
- オ SNSを利用した広報は導入していない

- ウ 余り意識していない
- エ 全く意識していない

問 15 現在，各府省庁が示す広報の文書においては，従来の公用文の書き表し方とは異なる書き表し方が用いられている場合があります。このことについてどのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 現状のままそれぞれの判断で書き表し方を決めればよい
- イ 公用文の書き表し方に従うのが望ましい
- ウ 公用文とは異なる書き表し方を用いる場合の考え方を共有するのが望ましい
- エ 公用文の書き表し方とは別に，広報における書き表し方を検討するのが望ましい

問 16 現在，文化審議会国語分科会では，これからの時代に向けて「公用文作成の要領」を改める場合の考え方について検討しています。その中で，各府省庁が示す広報の文書などの実態を踏まえ，従来の公用文の書き表し方とは異なる書き表し方を用いる場合があることについても言及することが検討されています。このことについてどのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 是非必要である
- イ あった方がいいと思う
- ウ 余り必要を感じない
- エ 必要ない

問 17 そのほか，広報における文書作成において，困っていることや心掛けていることがあれば，具体的に教えてください。【自由記述】